

令和8年度中央競馬指定交流競走出走奨励金交付要綱

(通則)

第1条 中央競馬指定交流競走出走奨励金(以下「奨励金」という。)は、強い馬づくりを促進するため、日本中央競馬会(以下「JRA」という。)が実施する指定交流競走出走する愛知県所属馬について、馬主、調教師、調教師補佐、騎手及びきゅう務員に対し奨励金を交付するものとし、その交付に関してはこの要綱に定めるところによる。

(支給対象馬)

第2条 奨励金の交付対象となる馬(以下「交付対象馬」という。)は、JRAが実施する指定交流競走出走への出走資格を有する愛知県所属馬とする。

(支給対象競走)

第3条 奨励金の交付対象となる競走(以下「交付対象競走」という。)は、JRAが実施する指定交流競走出走とする。

(奨励金)

第4条 奨励金は、以下の各号に定めるところとする。

(1) 馬輸送手当

馬主に対し、交付対象競走出走への出走1回につき、中京競馬場での競走の場合は75,000円、京都競馬場での競走の場合は120,000円、阪神競馬場での競走の場合は140,000円、その他の競馬場での競走の場合は250,000円を交付する。

(2) 出走手当

イ 馬主に対し、交付対象競走出走で得た本賞金及び出走奨励金の20%相当額を交付する。
ロ 調教師、調教師補佐、騎手(愛知県所属騎手に限る。)及びきゅう務員に対し、交付対象競走出走への出走1回につき、中京競馬場での競走の場合は30,000円、その他の競馬場での競走の場合は50,000円を交付する。

(奨励金の請求)

第5条 第4条に規定する奨励金の交付を受けようとする馬主は、奨励金交付請求書(様式第1)を、同じく調教師、調教師補佐、騎手(愛知県所属騎手に限る。)及びきゅう務員は、奨励金交付請求書(様式第2)を出走日から30日以内に愛知県競馬組合管理者(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。

2 奨励金交付請求書(様式第1)には、出走した際にJRAから交付された本賞金及び出走奨励金の額が明らかとなる書類の写しを添付しなければならない。

(奨励金の交付)

第6条 管理者は、正当な奨励金交付請求書を受理した日から30日以内に奨励金を請求書に記載された申請者本人名義の口座に振り込むものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、奨励金交付に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(附則)

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

請求書

愛知県競馬組合管理者 殿

金 円

但し
中央競馬指定交流競走奨励金として上記の金額をお渡してください。

〒 -

住所

馬主氏名

出走年月日	年 月 日
競馬場名	競馬場
競走番号	第 競走
競走名	競走
確定着順	着
馬輸送手当の額	円
本賞金または出走奨励金の額(A)	円
(A) × 20%の額	円

交付金振込口座 ※ 必ず奨励金交付申請者本人名義の口座とすること。

フリガナ		
口座名義		
コード番号		
金融機関名/支店名		本・支店
口座番号	普通	
	当座	

請求書

愛知県競馬組合管理者 殿

金 円

但し
中央競馬指定交流競走奨励金として上記の金額をお渡ください。

〒 -

住所

氏名

区分 (調教師 ・ 調教師補佐 ・ 騎手 ・ 厩務員)

出走年月日	年 月 日
競馬場名	競馬場
競走番号	第 競走
競走名	競走
確定着順	着

交付金振込口座 ※ 必ず奨励金交付申請者本人名義の口座とすること。

フリガナ		
口座名義		
コード番号		
金融機関名/支店名		本・支店
口座番号	普通	
	当座	